

愛知県措置入院者退院後支援事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項に基づく相談支援業務の一環として、法第29条第1項の規定により入院したものの（以下「措置入院者」という。）が、退院後に必要な医療等の支援を継続かつ確実に受けられるようにすることで、社会復帰の促進等を図ることを目的とする。

なお、犯罪を防止することは目的としない。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、県が設置する各保健所（以下「県保健所」という。）とする。

（支援対象者）

第3条 この事業の対象者（以下、「支援対象者」という。）は、措置入院者で退院後も継続支援が必要と県保健所が認めるもののうち、措置入院者の退院後支援に関する計画（以下「支援計画」という。）に基づく支援を受けることについて、支援対象者の同意を得られたものとする。

なお、支援対象者の同意を得た場合には、県保健所は愛知県保健所精神保健福祉業務要領 第3精神保健福祉業務 12精神保健福祉関係帳票に定める援助記録等にその旨を記録することとする。

（事業の内容）

第4条 この事業の内容は以下のとおりとする。

（1）支援計画の作成及び交付等

（2）支援計画作成及び見直し等のための会議（以下「支援会議」という。）の開催

（3）支援計画に基づく相談指導及び連絡調整

なお、上記を行うにあたっては、入院先医療機関、市町村、その他関係機関等の協力を得て行う。

（支援計画の作成主体）

第5条 支援計画は、措置入院者の帰住先を管轄する県保健所（以下「帰住先県保健所」という。）が作成する。なお、帰住先が確定するまでは、入院前の居住地を帰住先として扱う。

2 住所のない者、また本人が入院前の居住地に戻らない可能性が高い場合、及び入院前の居住地が不明な場合は帰住先不明の扱いとし、措置をした県保健所が作成する。

3 措置入院者の帰住先が県外もしくは、名古屋市又は県内中核市である場合には、措置をした県保健所が帰住先を管轄する保健所設置自治体（以下、「帰住先保健所設置自治体」という。）へ、当該措置入院者に退院後支援を行う体制にあるか確認及び退院後支援を行う手続き等について協議し、原則として両者が共同して支援計画の作成主体となる。この場合、支援計画の内容を効果的で実効性のあるものとするため、帰住先を管轄する保健所設置自治体が、支援計画の作成やそのための会議の開催にあたって中心的な役割を果たすこととする。なお、帰住先保健所設置自治体への確認および協議にあたり、個人情報提供が必要となる場合は、措置入院者から事前に同意を得ることとする。

また、帰住先保健所設置自治体において措置入院者への退院後支援が行われない場合、本事業は実施しない。

4 県外の自治体の長又は名古屋市長による措置入院者で、県内（名古屋市及び県内中核市を除く。）に帰住する者について、当該自治体から措置入院者の同意を得たうえで、支援計画の作成依頼があった場合は、帰住先県保健所が当該自治体と共同して作成主体となり、これを行う。なお、作成にあたっては、当該自治体に情報提供や助言等を求める。

（支援計画作成の時期）

第6条 第4条に基づき、支援計画を作成する県保健所（以下、「担当県保健所」という。）は、支援対象者の措置解除を行うまでの間に「退院後支援に関する計画」（様式1）を作成する。なお、支援計画の作成にあたっては、内容が本人の意向を十分反映したものとなるよう留意する。ただし、入院の期間が短い等やむを得ない事情があり、措置入院中に作成することが困難な場合は、措置解除後速やかに作成することとする。

2 支援対象者のうち、措置解除後に医療保護入院等で継続して入院する者については、措置解除と

なる段階では、「退院後支援に関する計画」（様式 1）中の少なくとも入院継続時に必須とされている項目のみを記載した支援計画を作成することとし、支援対象者が医療保護入院等から退院した後も、支援計画に基づく支援を受けることについて同意する場合には、医療保護入院等から退院する段階で、全ての項目を記載した支援計画を作成することとする。

- 3 前項の規定に関わらず、支援対象者の病状や生活環境等から「退院後支援に関する計画」（様式 1）中の項目を全て記載することが困難な場合等、支援計画の作成がこの様式によりがたい場合は、様式の一部を省略、または必要な項目を追加することができることとする。
- 4 担当県保健所は、支援計画の作成にあたり、支援対象者が障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用する場合、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき作成されるサービス等利用計画等及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく居宅サービス計画等の内容と、整合性が図られるよう配慮することとする。

（支援期間）

第 7 条 支援計画に基づく支援期間は、措置解除後 6 カ月以内を基本として適切に設定し、不要に長い期間とならないように留意する。なお、最初に設定した支援期間が満了した場合は、原則として、支援計画に基づく支援を終了する。

- 2 措置解除後に医療保護入院等で継続して入院し、医療保護入院等から退院した後に退院後支援を行う場合は、前項の「措置解除後」を「医療保護入院等からの退院後」に読み替える。
- 3 前二項の支援期間について、支援対象者の病状や生活環境の変化等により、延長の必要性がある場合は、支援期間の満了前に支援会議を開催し、支援対象者の同意を得た上で、1 回に限り 6 カ月以内の期間で延長することができることとする。

（支援会議）

第 8 条 担当県保健所は、支援計画（措置解除後医療保護入院等で継続して入院する場合の措置解除となる段階で作成する支援計画を除く。）の作成にあたっては、原則として支援会議を開催する。

- 2 支援計画は、支援対象者の社会復帰のために作成するものであるため、支援会議には、支援対象者及び家族の参加を原則とする。ただし、家族の参加に関しては、支援対象者が同席を望まない場合、家族は原則として参加しないこととする。
- 3 支援会議の参加者は支援対象者及び家族に加え、以下のうち、県保健所が必要と認めた支援者（以下、「支援関係者」という。）とする。

- (1) 措置入院先医療機関の主治医、精神保健指定医、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の担当者
- (2) 支援対象者の帰住先の市町村担当者
- (3) 退院後の通院先医療機関担当者
- (4) 障害福祉サービス事業者、その他支援団体職員等
- (5) その他県保健所が必要と認めるもの

- 4 防犯の観点から警察が参加することは認めない。例外的に、支援を目的に参加する場合は、支援対象者及び家族、支援者関係者から意見を聴き、警察の参加について合意を得ることとする。なお、支援対象者が警察の参加を拒否した場合には、警察を参加させてはならない。
- 5 支援会議においては、支援関係者と支援計画の内容を協議し、また、支援計画に基づく支援の実施に係る連絡調整を行う。

- 6 担当県保健所は支援会議の開催にあたり、支援対象者の治療に直接携わっている入院先医療機関の医療従事者が多職種による協議を経て実施する、措置入院者の「退院後支援のニーズに関するアセスメント」（様式 2）（以下、「アセスメント」という。）及び当該アセスメント結果を踏まえて作成する「退院後支援に関する計画に係る意見書」（様式 3 - 1、3 - 2）（以下、「意見書」という。）の提出を入院先医療機関から求め、それらを勘案して支援計画の内容を協議することとする。なお、支援対象者の病状や生活環境等から、それら様式中の項目を全て記載することが困難な場合等、アセスメント及び意見書の提出がこれらの様式によりがたい場合は、様式の一部を省略、または必要な項目を追加することができることとする。

また、アセスメント及び意見書は、支援対象者の生活機能及び生活環境や人間関係等の環境要因等について多面的に評価し、作成することが望ましいため、担当県保健所は入院先医療機関へ、支援対象者の入院前の地域生活の状況を情報提供する等により、必要に応じた協力を行うこととする。
(支援計画の決定及び交付)

第9条 担当県保健所長は、前条に定める支援会議での協議内容を踏まえ支援計画を決定することとする。また、決定した際には、支援対象者に「退院後支援に関する計画決定通知書」(様式4-1)により、速やかに、支援計画を交付する。ただし、帰住先が県外もしくは、名古屋市又は県内中核市であって、第5条第3項の規定に基づき帰住先保健所設置自治体が、支援計画の作成や支援会議の開催にあたって中心的な役割を果たす場合は、この限りではない。

また、交付した際は、原則として支援対象者の署名により、支援計画の内容に関する承諾を受けることとする。

2 交付にあたっては、支援対象者及び家族に対して、支援計画の内容について説明することとする。その際、支援計画の見直しや同意の撤回を申し出ることが可能であること等も併せて説明する。なお、説明は対面を原則とするが、対面による説明が困難な場合は、電話等による説明も可能とする。

3 担当県保健所は、支援関係者に対して、作成した支援計画の内容を「退院後支援に関する計画決定通知書(支援関係者用)」(様式4-2)により通知する。

(支援計画に基づく退院後支援の実施)

第10条 退院後支援は、支援計画に基づき帰住先県保健所が、支援関係者との連携、調整を図りながら実施する。なお、支援対象者が県外もしくは、名古屋市又は県内中核市に帰住する場合は、その退院後については、本条から第14条までの規定を県保健所に適用しないこととする。

2 支援対象者が、支援期間中に医療等の支援を中断した場合や、精神症状の悪化が見られた場合には、支援関係者は支援計画の中の「病状が悪化した場合の対処方針」(様式3-2)等に留意して支援の継続に努めることとする。

3 前項の対応をとったにも関わらず、支援の継続が困難な場合、当該支援関係者は帰住先県保健所に状況を伝え、帰住先県保健所は、他の支援関係者に支援や協力を求めるなどして支援が継続されるよう努めることとする。

(支援計画の見直し)

第11条 担当県保健所は、支援計画の決定後に、支援対象者又は家族等が支援計画の見直しを希望した場合もしくは支援内容を見直す必要があると認められた場合には、速やかに見直しを行うこととする。

2 担当県保健所は、前項の見直しにあたって、支援計画の内容の変更や期間の延長等、支援関係者との協議が必要な場合は、原則支援会議を開催する。なお、支援会議を開催しない場合には、担当県保健所は、支援対象者、家族等及び支援関係者等と個別の調整を行うこととする。

3 担当県保健所は、支援計画を変更した場合には、支援対象者及び支援関係者に対して変更後の支援計画の内容を、支援対象者に「退院後支援に関する計画変更通知書」(様式5-1)により、支援関係者に「退院後支援に関する計画変更通知書(支援関係者用)」(様式5-2)により、通知する。

4 通知にあたっては、第9条第2項の規定を準用し、支援対象者及び家族等に対して説明することとする。

(同意の撤回)

第12条 担当県保健所は、支援対象者が支援計画に基づく支援を受けることについて同意を撤回する意向を示した場合は、その意向を十分聴取し、撤回に至った経緯や理由を十分確認するとともに、必要に応じて支援計画の見直し等を行うこととする。

2 前項により十分な対応を行ったにも関わらず、支援対象者から支援計画に基づく支援を受けることについて同意を得られない場合、担当県保健所長は支援対象者及び家族、支援関係者等の意見やその後の対応等を確認した上で支援計画に基づく支援の終了を決定する。

3 前項により、支援計画に基づく支援が終了された場合でも、帰住先県保健所においては、法第47条に基づく相談支援の範囲で、必要な支援を行っていくこととする。

(居住地の移転)

第13条 担当県保健所は、支援対象者が支援期間中に居住地を移転することを把握した場合は、支援対象者の同意を得た上で、移転先を管轄する県保健所もしくは保健所設置自治体に支援計画の内容等を「退院後支援に関する情報提供」(様式6)により通知し引き継ぐ。

2 前項の通知を受けた県保健所は、対象者の移転日以降、帰住先県保健所として本実施要綱に定められた事務を行う。

3 県外の自治体又は名古屋市等の保健所設置自治体が作成した支援計画に基づく支援を受けている者のうち、県内(名古屋市及び県内中核市を除く。)に移転する者について、当該自治体から支援対象者の同意を得たうえで、支援計画の作成依頼があった場合は、帰住先県保健所がこれを行う。なお、作成にあたっては当該自治体に情報や助言等を求め協議した上で、この要綱に基づき支援計画を作成する。

4 前項で作成する支援計画の期間は、原則として、当該保健所設置自治体で作成した支援計画が満了するまでの残りの期間とする。

(支援の終了)

第14条 担当県保健所長は、支援期間が満了した場合、支援対象者及び家族、支援関係者等の意見やその後の対応等を確認した上で、支援計画に基づく支援の終了を決定する。

2 前項及び第12条第2項の規定に基づき、支援計画に基づく支援の終了を決定した場合、担当県保健所は、支援対象者及び家族、支援関係者等に連絡を行うこととする。ただし、前項及び第12条第2項の規定により確認を行った際に、これらの者の合意を得られている場合は、連絡を省略できることとする。

3 担当県保健所は支援の終了後も支援対象者が必要十分な支援を受けられるよう、支援期間中に支援関係者と十分に連携し、支援体制の構築に努めることとする。

(精神保健福祉センターの役割)

第15条 精神保健福祉センターは県保健所、県内中核市の求めに応じ、支援会議に参加する等の退院後支援に関する積極的な技術的指導・援助を行う。

(個人情報取り扱い)

第16条 本事業に携わるもの(当該業務を離れたものを含む。)は、支援対象者等の個人情報の保護に配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等を漏らしてはならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めのない事項は、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについて」(平成30年3月27日付け障発0327第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示されたガイドラインを参考とし、特に必要と認める事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する事業の内容については、平成31年4月1日以降に措置された措置入院者、また同日に継続している措置入院者については、平成31年5月1日以降に措置解除された措置入院者を対象とし実施する。